

【小論文】

[設問]

あなたが、下記のような事例の下に、地域のリーダーで長老のAさん（以下、Aという。）から相談を受け、西町住民有志でつくる町会設立の発起人会の設立趣意書及び発起人会規約の作成を依頼されたとします。

解答の方法は、解答例にみるように、まず、設立趣意書を作成し、次に、Aの相談に沿った発起人会規約の作成に重要と考える事項を挙げ、項目ごとにその理由を簡潔に記述し、最後に、発起人会規約の条文を作成します。ただし、必要事項と条文は10か条以内とします。

- 解答例
- 1 発起人会の設立趣意書
 - 2 発起人会規約として重要と考えた必要事項
 - 3 その理由
 - 4 発起人会規約の条文

(注)「発起人会」とは、

二以上の発起人で構成し、法人の設立に関する事項を決定したり、設立事務の遂行者を決定する組織をいう。

[事例]

1. Aは、現在、東京都に隣接する甲市西町に住み、日頃から生まれ育った郷里を良好な地域社会にしたいと考えている。最近になって、知り合いの友人から、地方自治法の一部が改正になり、「地縁団体による法人の認可設立」ができるようになったことを知った。

Aは、西町の住民世帯を会員として、地域住民の防犯、防災などの共同活動、会員相互の連絡や親睦を図り、良い地域社会の形成に資する地縁による団体を立ち上

げ、甲市長の認可を受けたいと思っている。

2 .西町は、約540世帯、人口約2,240人、就学児童448人(中学生を含む。)が生活する地域である。この地域に住み、東京に通勤する人も増えたが、地元で生まれ育ち、家業の商売に励む人、農業、酪農、養鶏業、林業、建設業などを受け継いでいる人も数多く住んでいる。

古くからの住民は、自治会と称して、地区割りを決めて、当番のリーダー役を選び、地域の自主消防団を結成し、有志から寄付を集め、甲市役所及び各町会との連携を図り、町会会館を使用して、防犯・防災連絡協議会、俳句・川柳の会、夏には盆踊り、秋祭りの開催、婦人会、老人会、子供会、餅つき大会などの地域住民活動を行ってきた。

今の地域の有志住民は、従来からの行事を受け継いで行っているほか、甲市の行政のサポートとして、週二回の生ゴミ回収、週一回の廃品回収の集積場の掃除、春の彼岸前と12月初めの神社祭前には街道や生活道路側溝に捨てられた空き缶、ペットボトル、空きビン、ポリ袋を拾い集める奉仕活動をしており、また河川土手沿いのゲートボール場付近の清掃活動もしている。

町会会館は、地元の有志、篤志家の寄付金で運営しているが、一世帯当たり月300円の会費を集めて、地域の住民としての連帯感が育まれるように、その運営方式の改革も考えている。

3 . Aは、この地域における住民相互の親睦、防犯・防災活動や奉仕活動などの公共的な活動のために、この当番リーダーの人たちの力を借りて、有志による発起人会を立ち上げ、地縁団体としての西町町会を結成したいと考えている。Aは、甲市西町町会設立発起人に地元の有力者B、C、Dら8名と地域の当番リーダー13名に協力を仰ぎ、地域の地縁団体として発足しようと働きかけたところ、その全員の賛同を得た。

賛同者らは、Aの発案に「協力する。是非、発起人会設立の規約の原案を作ってほしい。また、当初の発起人が役員になれるようにもしてもらいたい。」と述べた。

4 . A は、発起人会規約の原案が首尾よくできたら、賛同者の了解を得て、西町町会の設立総会を開き、会長を選び、西町町会の会則を作り、会費を徴収し、町会会館の土地、建物、太鼓、御輿等の祭具などを管理する組織の地縁団体を立ち上げるつもりである。

5 . 西町の来歴は、以下のようなものである。

(1) 西町は、古くから活動してきた。大正4年に当時の村の役員甲、乙、丙らが村の神社隣の土地45坪を前所有者丁より買い受けて、地域住民のために集会所を建て、村の会合、村祭り、植木市、農作物セリ市などに使用してきたが、昭和15年春には集会所の大改修をした記録の書類も残っていて、太平洋戦争の前後には東京から疎開してきた夫婦を留守居番に住まわせて管理してきた。昭和30年代には留守居番も居なくなり、そのころから、地域住民の有志がお金を出して維持、管理している。地縁団体の法人化ができれば、町会会館の敷地が大正4年当時の役員3名で各3分の1宛の共有に登記され、今もそのままの登記になっているという厄介な問題も解決できることになる。

(2) 当時の役員らは、村の集会所を本拠とし、地域住民の自治活動として、秋祭り、街道沿いの草刈り、村道や用水の修理、道路の砂利敷きなどを行ってきた。昭和45年に市制が施行され、甲市西町となった。地域には商店、工場が進出し、勤労者やサラリーマンの新興住宅化も進んでいる。

(3) A は、乙市の市議会議員Xから、「発起人会の設立趣意書と発起人会規約は見あたらないが、わが東町の会則を参考資料にしてはどうか。」と言われて、東町町会の会則のコピーを頂いた。その「東町町会会則」は、以下のような規定内容である。

第1条 本会は東町町会（以下、本会という。）と称し、事務所を町会会館に置く。

第2条 本会は東町の全世帯を会員として組織する。

第3条 本会は町の発展と町民の親睦、福利増進と融和を図ることを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため適切な行事を行う。

第5条 委員は会員中より選出し、15名以内とする。

第6条 委員会は役員および委員をもって組織する。

第7条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名

会計 1名 特別会計 1名

事務局長 1名 会計監査 2名

第8条 各役員は委員会において選出する。

第9条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 会長は町会を代表して全ての事務を掌握する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をする。

委員は本会の運営その他の会務に参画する。

第11条 本会の経費は会費および寄付金等の収入を以てこれに充てる。

第12条 会費は委員会の定めるところにより、毎月納入しなければならない。

第13条 会議は定期総会および委員会とする。定期総会は年一回5月中に、委員会は会長が必要と認めるときに開催することができる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日までとする。

第15条 この会則に定めていない事項で本会の運営上必要な事項は委員会において定める。

附則 この会則は、平成元年6月1日より施行する。

6．Aは、「東町町会会則」を参考にして、「西町町会会則」を作り、設立総会を開催するつもりである。しかし、先にも述べたように、その前に、発起人会の設立趣意書と発起人会規約を作成し、賛同者の了解を得なければならない。そこで、法律専門家を志望する人に、これらの原案を書いていただきたいと思う。

以上